

津市子ども・子育て会議委員公募要領

(趣旨)

第1 津市子ども・子育て会議条例(平成25年津市条例第31号)に基づき、津市子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を設置するに当たり、委員の一部を公募することにより、津市の子ども・子育て支援施策に広く市民の意見を反映させ、市民の参画と協働を推進することを目的とする。

(公募人数)

第2 公募する委員(以下「委員」という。)の人数は、4人程度とする。

(委員の任期)

第3 委員の任期は、委嘱の日から2年とする。

(募集期間)

第4 令和7年5月1日から同年5月26日までとする。

(応募条件)

第5 応募の条件は、次に掲げるすべての条件を満たす者とする。

- (1) 本市の区域内に在住し、又は通勤し、若しくは通学する者
- (2) 年齢が満20歳以上の者(令和7年4月1日現在)
- (3) 子ども・子育て支援に関心が高く専門的な知識・経験を有する者
- (4) 任期の間6回程度開催する会議に出席できる者
- (5) 本市の議会の議員、本市の委員会の委員及び監査委員、本市の常勤の職員、又は本市の他の審議会等の委員でない者

(公募の周知方法)

第6 公募は、次に掲げる方法により周知するものとする。

- (1) 広報津への掲載
- (2) 津市ホームページへの掲載
- (3) その他適当と認められる方法

(応募方法)

第7 委員に応募しようとする者は、次に掲げる書類を健康福祉部こども政策課又は各総合支所市民福祉課(久居総合支所においては福祉課)に提出しなければならない。ただし、提出された書類については、返還しないこととする。

- (1) 津市子ども・子育て会議委員応募用紙(第1号様式)
- (2) 作文(「津市における子ども・子育て支援について」をテーマとした80

0字以内のもの)

2 前項に規定する書類の提出は、直接持参するか、郵送、ファックス、電子メールのいずれかの方法により行うこととする。

(選考方法)

第8 委員の選考は、別に定める選考委員会にて申込みの内容及び作文に対し、書類審査により行うこととする。ただし、書類審査により委員を決定することが困難な場合は、書類審査に加えて抽選を行うことができる。

(選考結果)

第9 選考結果は、応募者全員に通知するとともに、応募者の個人情報に該当する部分を除き公開するものとする。

(公募委員の資格の喪失)

第10 公募委員に次に掲げる事由が生じたときは、当該公募委員は解嘱されるものとする。

(1) 第5に掲げる条件を満たさなくなったとき

(2) 本人から辞退の申出があったとき

(3) 審議会委員としての適格性に欠く行為、事実が判明したとき

(報酬及び費用弁償)

第11 委員の報酬及び費用弁償は、津市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年津市条例第43号）に定めるところによる。

(特例)

第12 応募者がいないとき、又は選考の結果、該当者が公募人数に満たないときは、公募によらないで委員を選任することができる。

(個人情報の取扱い)

第13 職務上知り得た個人情報は、津市個人情報保護条例（平成18年津市条例第24号）の規定に基づき適切に取り扱うこととする。

(その他)

第14 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。